○法務省告示第二百六十九号

兵庫県南あわじ市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年五月十一日

法務大臣　上川　陽子

兵庫県三原郡湊町湊組三百五十六番地

出嶋　輝一

○法務省告示第二百七十号

北海道標津郡中標津町役場保存の次の原戸籍及び除籍が滅失した。

平成二十七年五月十一日

法務大臣　上川　陽子

北海道標津郡中標津町字計根別北一条番外地

成田　賢司

○外務省告示第百四十七号

平成八年九月五日にマーシャル諸島共和国のマジュロで作成された「南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定」の有効期間は、その第十条の規定に従い、平成二十六年三月五日から三年間延長された。

（平成二十六年三月三日付け南太平洋経済交流支援センター理事会代表代理兼太平洋諸島フォーラム事務局次長書簡）

平成二十七年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十八号

平成二十七年四月六日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百六十五号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十七年五月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物

品種又は品目	名称	申請者
アルファルファ	低リグニンアルファルファＫＫ179系統	日本モンサント株式会社
α－アミラーゼ	ＮＺＹＭ－ＳＯ株を利用して生産されたα－アミラーゼ	ノボザイムズジャパン株式会社

○外務省告示第百四十九号

平成二十七年四月六日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五十号

平成二十七年四月七日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在モルディブ大使

モルディブ側　ドゥニャ・マウムーン外務大臣

平成二十七年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五十一号

平成二十七年四月二十二日にサントドミンゴで、ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　淵上隆在ドミニカ共和国大使

ドミニカ共和国側　アンドレス・ナバロ・ガルシア外務大臣

平成二十七年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千九十号

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針を次のように定め、協同農業普及事業の運営に関する指針（平成二十二年四月九日農林水産省告示第五百九十号）は、廃止する。

平成二十七年五月十一日

農林水産大臣　林　芳正

協同農業普及事業の運営に関する指針

第一　基本的な考え方

一　全般的事項

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という。）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

協同農業普及事業は、これまで、地域農業・農村の維持・発展、農業の生産性の向上、担い手の育成等の農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を挙げてきたところである。

現在、我が国の農業・農村は、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少、農地の荒廃、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応、東日本大震災からの復興等の課題を抱えている。

このような状況に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）が、その特性を十分に発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じて農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、今後の協同農業普及事業の運営を行うものとする。

二　国及び都道府県の役割

協同農業普及事業の運営に際しては、農業改良助長法の目的に沿って普及指導活動が効果的に行われるよう、国及び都道府県の双方が、以下の役割を果たすよう努めるものとする。

1　国の役割

ア　国全体の農業政策の実施に必要となる技術の改良・普及の推進

イ　国全体の農業政策の実施に向けた普及指導活動の推進

ウ　都道府県間の連携により広域で対応すべき普及指導活動の推進

エ　普及指導員の資質を確保するための普及指導員資格試験の実施

オ　普及指導員の資質の向上を図るための研修の実施

カ　協同農業普及事業が適切にその役割を果たすために必要となる仕組みの検討

キ　協同農業普及事業に関する国民への情報発信

ク　その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項

2　都道府県の役割

ア　都道府県の農業政策の方針に基づく普及指導活動の適切な実施

イ　試験研究機関等との連携による技術の改良・普及の推進

ウ　協同農業普及事業を適切に行うための普及指導員の人員確保

エ　普及指導員の資質の向上を図るためのＯＪＴ（業務の遂行の過程において行う教育訓練）を含む研修等の実施

オ　協同農業普及事業に関する都道府県内への情報発信及び農業者等による評価の実施

カ　協同農業普及事業が適切にその役割を果たすために必要となる仕組みの検討

キ　その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項